

広島県教育委員会会議録

平成29年12月21日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成29年12月21日（木） 13：30開会

14：34閉会

1 出席者

教育長	下	崎	邦	明
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教	育	次	長	佐	藤	隆	吉					
管	理	部	長	畦	地	博	之					
参			与	北	川	千	幸					
理			事	榊	原	恒	雄					
総	務	課	長	大	内	貞	夫					
秘	書	広	報	室	長	佐	藤	哲	義			
教	職	員	課	長	福	嶋	一	彦				
学	び	の	変	革	推	進	課	長	寺	田	拓	真
義	務	教	育	指	導	課	長	中	村	正	博	
特	別	支	援	教	育	課	長	西	岡	律	子	
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	小	原	博	文	

教育委員会会議定例会日程

開催日時：平成29年12月21日（木）

13：00～

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	報 第1号	平成29年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第3	報告・協議1	平成30年度広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）の教員採用候補者選考試験の実施について	3
日程第4	報告・協議2	平成30年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	6
日程第5	報告・協議3	県立高等学校における通級による指導の実施について	7
日程第6	報告・協議4	平成29年度子供の体力向上関係表彰について	9
日程第7	第1号議案	教職員人事について	11

下崎教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

下崎教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

下崎教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

下崎教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決をいたします。

第1号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

報第1号 平成29年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

下崎教育長： それでは、報第1号、平成29年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いします。

大内総務課長： 報第1号につきまして、御説明申し上げます。

平成29年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により知事から意見を求められましたが、教育委員会を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、12月5日に教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案は、資料1枚目中ほどの「2 臨時に代理した事項」にございます(1)から(4)の4点でございます。資料に沿って順番に説明いたします。

まず、資料の1ページを御覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案でございます。この条例案は、平成29年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の給料表を改定するなど、必要な改正を行うものでございます。

具体的内容につきましては、まず、平成29年度の改定につきましては、平成29年4月の公民較差に基づきまして給料表の改正を行うとともに、勤勉手当の支給月数の引き上げなど、諸手当の改正を行うものでございます。併せて国の指定職に準じまして、特別職の期末手当の支給月数を引き上げることとされております。

こちらの施行期日は平成29年4月1日となっております。

続きまして、76ページを御覧ください。市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。この条例案は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案と同様に、平成29年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の給料表を改定するなど、必要な改正を行うものでございます。

具体的内容につきましては、まず、市町立学校に勤務する県費負担教職員につきまして、先ほど御説明いたしました県職員と同様に、平成29年4月の公民較差に基づきまして給料表の改定を行うものでございます。また、教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当につきまして、国における特殊勤務手当に係る義務教育費国庫負担金の算定方法の改正に併せまして、教員の部活動指導業務などに係る手当額の引き上げを行うものでございます。具体的な金額で申し上げますと、「2」の表のところでございますけれども、修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うものを1日4,250円から5,100円に、それから対外運動競技等の引率指導業務で泊を伴うもの、又は週休日等を行うものを1日4,250円から1日5,100円に、部活動指導業務で週休日等を行うものを1日3,000円から1日3,600円にそれぞれ引き上げるものでございます。

こちらの施行期日は、給料表の改定については平成29年4月1日、教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の手当額の引き上げについては平成30年1月1日となっております。

続きまして、2ページにお戻りください。補正予算の関係でございます。一般会計補正予算の概要についてでございますが、この資料では教育委員会の関係部分のみを抜粋しております。この度の補正予算は、主に平成29年4月の公民較差に基づく給与改定に伴う補正を実施するものでございますが、教育委員会においては先ほど条例改正について御説明いたしました、教員の特殊勤務手当の増額改定に伴う補正も含んでおります。

まず、「(1)歳入」について御説明いたします。表、中ほどの補正額の一番下の段、教育委員会計の欄にございまして、義務教育費負担金の受け入れにより1億8,000万円余の増となり、教育委員会所管の歳入総額は472億円余となっております。次に、「(2)歳出」について御説明いたします。表の中ほど補正額の一番下の段、教育委員会計の欄にございまして、給与改定に伴う補正により9億7,000万円余の増となり、教育委員会所管の歳出総額は1,697億9,000万円余となっております。

続きまして、94ページにお進みください。権利の放棄についてでございます。この議案は、市町立学校職員の給与の過払いに伴う返還金、高等学校授業料及び高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金に係る債権で、債務者の免責決定の確定及び消滅時効の完成により、今後、徴収の見込みの立たない権利を放棄することとして今期議会の議決を求めるものでございます。

今回、権利を放棄することとなる債権の年度と金額につきましては、表にお示ししているとおりでございます。表でいいますと97ページ、表の最後から三つのところですが、市町立学校職員の給与の過払いに伴う返還金につきましては、債務者が1名で92,551円、高等学校授業料につきましては、債務者が2名で112,200円、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金につきましては、債務者は1名で168,000円でございます。全体で債務者4名、総額372,751円でございます。

市町立学校職員の給与の過払いに伴う返還金でございますが、公立小学校に勤務していた臨時的任用者の給与につきまして当該債務者が急遽退職し、退職の判明が給与支払日の直前であったことから、当該月の給与の振り込みの停止処理が行えず、給与支給日に当該月の給与を満額支給いたしました。月の中途での退職であることから、当該債務者に対しまして、速やかに在職期間に基づく正当額と支給済額の差額について納入通知書を発行して返還を求めましたが、債務者からの返還がなく、後日、当該債務者が裁判所に対して破産申し立てを行い、免責が決定されたことから、今後の回収見込みがなく、権利放棄を行うものでございます。

高等学校授業料、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金につきましては、これまで債務者宅への訪問や支払い督促などの申し立ての法的措置等を行って参りましたが、長期にわたる所在不明、生活困窮等により、回収努力を行っても回収できない状況が続きまして、時効期間が経過したものでございます。

説明については以上でございます。教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると思われましたので、事務局又は教育長が臨時に代行し、同意する旨の回答をいたしております。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

細川委員： 最後の部分で御説明をいただいた市町立学校職員の給与の過払いに伴う返還金のことについてですが、内容については理解できました。今現在、例えばこの事案がもう1回起きたときに、こういうことが再び起きないように対応をお考えであればお聞かせいただければと思います。

大内総務課長： これは支払いのシステムの関係で、その辞職を事務局で察知して承認するまでの暇がなかったということが主な原因ですけれども、そもそもその前段でそういった多額の債務を抱えていたとか、そういった状況を把握し切れていなかったところにも問題があるかと思しますので、そういったところは各学校で職員とのコミュニケーションとかを図りながらやっていかなければならないと思いますし、支出そのものについても、速やかに辞職の承認、支給停止、それからその後の返還に係る一連の流れがスムーズに行えるように関係機関で検討して参りたいと思います。

中村委員： 同じ件についてですけれども、教職員の給与というのは、計算期間、いわゆる勤務日の締め日というのはあると思うのですけれども、締め日の前に当月分を支払ってしまうという仕組みなのでしょうか。

大内総務課長： 給与の支払いの締めと支給、一定の締めの期間の後、支払日までに何日間あるかということについては、申し訳ないですけれども承知していない部分があり、それについては後ほど御回答したいと思います。

中村委員： つまり、例えば6月分の給与、締め日が6月末で、それを7月15日に支払うとかであれば、多分こういう問題は起きないのではないかと思うのですけれども、その原因がどこにあるかということ。

大内総務課長： 給与係に確認いたしまして、会議の中でもう一度御説明したいと思います。

下崎教育長： ほかはよろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

下崎教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

大内総務課長： 先ほど給与返還請求に係る権利を放棄する件で中村委員からございました、給与の締め日でございますけれども、条例規則上、本給料とか定額認定しております通勤手当や扶養手当等につきましては、当該月分を当該月に支払う。時間外手当とか特殊勤務手当のような実績の手当につきましては、月末に締めて翌月に支払うという形になっております。

給与の支給日について、県庁の職員は19日が給与の支給日でございます、これを停止しようと思うと、銀行でいう2開庁日、今回で言うと平成28年2月19日が給与の支給でございます、辞職が判明したのが2月17日の夕方でございます。支給日の2日前、17日の15時までに、会計総務課から広島銀行の方へ書類を持ち込むという作業が必要でございます、その締切りがもう過ぎておりましたので、結果としてその給与の支給が止められなかったという状況でございます。

下崎教育長： 今後そういうことが防げるようにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

報告・協議 1 平成30年度広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）の教員採用候補者選考試

験の実施について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 1、平成30年度広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）の教員採用候補者選考試験の実施について、福嶋教職員課長、説明をお願いします。

福嶋教職員課長： 平成30年度広島県立広島叡智学園中学校・高等学校（仮称）の教員採用候補者選考試験について御説明申し上げます。

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校に勤務する教員につきましては、広島市を除く県内の公立中学校及び県立学校の教員の中から、当該校において教育実践を希望する

高い志を有した教員を人事異動により配置することを、まずは基本としてございます。一方、同校の教員には特に高い英語力、国際バカロレアの哲学と教育に対する高い共感等々、こういったものを有する即戦力となる教員も必要であることから、本選考試験は国内はもとより、海外から同校での勤務を希望する教員を広く求めるために実施するものでございます。

それでは、資料1ページの「1 目的」を御覧ください。この選考試験を行う目的でございますが、広島叡智学園中学校・高等学校に勤務する教員を採用するため、新たに選考試験を実施するものでございます。

「3 採用見込人員」でございますが、この表にお示ししてあるとおりでございます。今後も採用を続け、必要に応じて優秀な人材を順次採用して参りたいと考えております。

裏面に参りまして、「4 受験資格」を御覧ください。「(1) 教育職員免許状と職歴等」につきましては、免許状を有している場合は職歴を問いませんが、免許状を有していない場合は学校での勤務や企業における経験を有していることを要件といたします。なお、免許状を有していない場合は、選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要がございます。「(2) 語学力」でございますが、勤務するに当たりましてCEFRの共通参照レベルにおきましてC1レベル、英検で申しますと1級レベル、これを求めますが、出願時点ではA2レベル、英検の準2級レベルに達していて、今後C1レベルに達しようとする意志のある者も認めるものとなっております。

「5 選考方法」でございますが、面接Aを4回、面接Bを3回の計7回の面接で評価し、選考いたします。なお、面接Aは主に教育内容や教科指導に関わること、倫理観であるといった教員としての資質・能力、面接Bは特に広島叡智学園に求められる資質・能力に関わることを評価し、選考を行います。

「6 試験日程」でございますが、受付期間を12月25日（月）から来年1月24日（水）まで、試験日は2月3日（土）、2月10日（土）のいずれか1日とし、合格発表を2月16日（金）に行いたいと考えております。その後、合格者には事務手続等を行い、来年度4月1日付の採用と考えております。

なお、来年度以降につきましては、年間を通して募集を行いまして、4月から10月くらいの間には3回程度試験日を設定いたしまして、受験者はそのいずれかを受験し、3回程度行った試験の受験者の中からその年度の合格者を選考したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

細川委員： 現時点でと申しましょうか、広島叡智学園の教員を目指す方の問い合わせ状況などがあれば教えてください。

寺田学びの革新推進課長： 外部の方からのお問い合わせにつきましては、数はさほど多くはございませんけれども、断続的にお問い合わせをいただいております。具体的には、例えば他県で勤務をされておられる教職員の方や、あるいは教員免許は持っているものの、民間企業に勤務されている方、さらには海外のインターナショナルスクールで教えておられる外国籍の方など、何人かの方からはお問い合わせをいただいているところです。

細川委員： 2ページ目の選考方法のところ、特に面接Aの主な評価項目を見ますと、私も地元でいろいろな方の選考に関わったことがあるのですが、非常に難しい項目が入っていると思います。個人面接が4回実施で各15分、この辺のところ御判断をいただくというのはものすごく困難を極めるところもありましょうし、難しいところもあると思います。その辺のところできっとこれを見極めていただいて、選考していただくということも重要だと思うのですが、前段でおっしゃいました現教員の異動に伴って広島叡智学園の教員に採用されるということも、既に「学びの革新」で十分本県の教育方針を理解されているし、県教委の方でもその方の力量については十分把握をされているところだと思っています。その辺のところ、新たな人材もちろんよろしゅうございますが、現職での力量も判断材料にはならないかということをおっしゃっているのですが、いかがでございますか。

福嶋教職員課長： 確かに現職の教員につきましては、本県で実施してございます採用試験を突破して一定の能力実証はできてございます。加えて複数年の教員としての実務経験もございまして、その勤務状況等々については、私どもの方でも客観的な評価をし、状況についても把握はしているところでございます。

この度のこういった選考試験で採用する者につきましては、確かに面接試験のみというところでございますけれども、この中では人事担当の者あるいは英語に長けている者、

様々な角度からの面接を行うとともに、加えて応募に当たっては、任意ではございますけれども、その方のこれまでの取組を、例えばDVDに落とされものであるとか、論文のようなものであるとか、そういったものも参考に提出していただくことも可とさせていただきますので、総合的に考えてしっかりと力のある方を私どもの方で任用して参りたいと思います。

菅田委員： 高等学校の教諭も、今年度採用されるということでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： 基本的には御案内のとおり、平成31年度の開校はまず中学校からスタートしていくわけでありましてけれども、現実的には中学校の教員になった者は中学校の授業しか持たないということではございませんで、高等学校における授業もやると。あるいは高等学校の教員についても中学校の授業もやるというような形で、籍はどちらかに置かざるを得ませんけれども、どちらの視点も持ったスタッフが必要であろうと考えてございます。とりわけ開校時点は中学校であるものの、やはりその時点で中学校のカリキュラムしかないということではなく、高校2、3年生で行います国際バカロレアのことも見据えた上で、中学校のカリキュラムやそれに基づく授業づくりをしていく必要があると考えておりますので、このタイミングから高等学校の教員についても募集をさせていただきたいと思っております。

志々田委員： 良い人材が集まってくださるように、とにかく宣伝をして、多くの人たちに見ていただくのが一番かと思えます。多分ネットであるとか、それなりの求人サイトみたいなところにも出るのかなと思えます。

そのことが一つと、それから平成30年度採用ということは、学校ができる1年前から来ていただくということになると思うので、多分カリキュラム等の検討にもしっかりと加わっていただいて、学校が開校した後には中核となって、他の先生方の中心になってカリキュラムやC E F Rの授業の計画等に関わってくださるような先生を募集されるかなと思うのですが、その辺りはどうなのか教えてください。

寺田学びの革新推進課長： 基本的には御指摘のとおりでございます。カリキュラムが国際バカロレアに基づくいいながらも、ベースは本県の「学びの革新」がございまして、IBに基づくカリキュラムというよりも更にハイレベルなものといえますか、深みのあるカリキュラムを実行していくこととなりますので、今正に学校に入っただけすぐそれを実行していただくというのでは、なかなか難しい部分も出てくると思えます。そういう意味ではカリキュラムの検討段階から加わっていただきまして、学校が始まった後には、その後も人が入ってくると思いますが、その中心となって教育をしていただけるような人材を、今回募集していきたいと思っております。

近藤委員： 一番最後のところに、来年度以降のことについても少し記載をしてくださっているのですが、受付期間を通年として試験日は3回程度で、年ごとの受験者からというお話なのですが、今年度はこの平成30年2月16日に合格された方が新しく入ってくださるということで、来年度も合格者は年に1回決めるという趣旨なのですか。

福嶋教職員課長： 来年度以降の詳細な詰めはこれからということではございますけれども、大きな設計といたしまして、今回この選考試験で、主にこれは海外の方も視野に入れてございまして、いわゆる日本の年度主義のスケジュールとは異なる場合も当然でございます。したがって、通年の中で募集をかけながら一定の期間ごとに選考試験をいたしまして、合格者は考えていきたいと考えております。ただ、採用のタイミングにつきましては当然、定数等々の関係もございまして、その辺りはまた慎重に検討して決めていきたいと思えます。

中村委員： 本当に素晴らしい方に応募していただきたいと思えます。これは当然考えられているだろうと思えますけれども、その求められる資質・能力というのが1ページ目に書いてありますけれども、こういったことは位置付けではなくて、正にこのミッション、ビジョン等がよく伝わるような、職場として魅力ある職場、ここで働いてみたいというのがよく伝わるような、生徒の募集と同じような何か内容が、ネットか紙か、これは是非必要だろうと思えます。

それと、選考も15分とか20分の面接時間はあっという間だと思いますので、計7回やるということですが、役割分担といいますか、しっかりその辺は意味のある面接となるよう準備をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

下崎教育長： ほかはよろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の質疑を終わります。

報告・協議 2 平成30年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 2，平成30年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、中村義務教育指導課長，説明をお願いします。

中村義務教育指導課長： 報告・協議 2におきまして、平成30年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について御説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされております。

まず、「1 選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。選定審議会においては、この 3 点について審議していただくことになっております。

次に、「2 委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。六つの考え方を示しております。(6)につきましては昨年度から、「特定の教科書発行者と関係を有する者は、委員となることができない」を追加しております。

次に、「3 委員の構成」について御説明いたします。委員の区分につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条に基づき、1 号委員として校長及び教員を、2 号委員として教育委員会関係者を、3 号委員として学識経験者を任命することとなっております。なお、委員の定数は、条例により 20 名となっております。来年度は中学校用の道徳の教科書の採択が初めて行われることから、国立、私立中学校の委員をそれぞれ 1 名ずつとしております。3 ページには参考といたしまして過去 10 年間の委員の構成表をつけておりますので、後ほど御覧ください。

資料 2 ページ、「参考 1」を御覧ください。ここに、義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期をお示ししております。平成30年度は小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く全教科）の採択を行います。また、中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部の教科用図書、「特別の教科 道徳」の採択を行います。なお、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうちの、学校教育法附則第 9 条に規定いたします教科用図書の採択につきましては、毎年行うこととなっております。教科用図書選定審議会では、これらの採択に関する審議を行っていただくこととなります。

なお、4 ページには選定審議会の設置についての法的根拠などを、5 ページには次年度の教科書採択に係る日程をお示ししております。今後、慎重に人選を行い、3 月の教育委員会会議では、審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

近藤委員： 先ほどの中で、中学校の道徳の教科書を選定するというところで、国立中学校、私立中学校の校長先生 1 名を候補者の区分に挙げたという御説明があったかと思うのですが、新しく広島叡智学園中学校の教科書も採択するというところで、この関係で候補者を特に考慮したようなところはあるのでしょうか。

中村義務教育指導課長： 3 ページの委員の構成表を御覧いただくと、今委員がおっしゃられたように、国立、私立も道徳がございますので、ここに追加いたしました。なお、広島叡智学園、県立三次中学校（仮称）は全教科になります。それにつきましても、バランスを見て中学校の委員が昨年度よりも多くなっております。どちらかといいますと道徳中心で国立、私立は考えておりますが、広島叡智学園等も同じように重視していきたいと考えております。

志々田委員： 教科用図書の選定については、社会的にここ数年ずっといろいろな問題が出てきて、厳しい目を向けられていることもあるので、まずはどういう関係があれば利害があるのかということ、はっきりと示す必要があるのではないかと思います。基本的な考え方の中に書いてある「直接の利害関係を有する者」、ここが多分、教科書発行者と関係があるというのはすごく明白だと思うのですが、この直接利害関係を有する者というのは一体何なのかということ、やはりある程度示していく必要があるのかなと思うのですが、具体的に今分かっている範囲で、どんなところを想定しているのかということの教えてください。

中村義務教育指導課長： 「直接の利害関係を有する者」ということは、採択によって特定の教科用図書発行者

から経済的協力とか便宜が図られることが想定される者と、文部科学省に確認しております。例えば、三親等以内の親族、発行者又は教科書の著作者、指導書の執筆者、教科書の供給会社の関係者、取引を行っている会社の関係者等ということを確認しております。委員の任命に当たるときの内諾をいただく際に、利害関係等の確認を現在させていただいているのですが、そこでこの例をお示ししたりするようなことがございます。ただ、委員のおっしゃられるようにきめ細かく、そういうところは確認するということが大事であると考えております。

下崎教育長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 3 県立高等学校における通級による指導の実施について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 3，県立高等学校における通級による指導の実施について、西岡特別支援教育課長，説明をお願いします。

西岡特別支援教育課長： それでは、県立高等学校における通級による指導の実施について御説明します。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示が平成28年12月9日に公布され、平成30年度から高等学校において通級による指導が実施できることになりました。これを受け、資料1から3ページの「広島県立高等学校における『通級による指導』実施要綱」を定め、平成29年11月20日付で県立学校長，市町教育委員会教育長等に通知しましたので、その概要について御説明いたします。

まず初めに、通級による指導について御説明します。特別な支援を必要とする幼児児童生徒の多様な学びの場としては、現在、特別支援学校，小・中学校等の特別支援学級や通級指導教室，幼・小・中・高等学校等の通常の学級がございますが、平成30年度からは、これに高等学校における通級指導教室が加わることとなります。

4ページを御覧ください。これは、文部科学省が作成した高等学校における通級による指導の制度化の概要でございます。通級による指導とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒がほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、授業として、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする特別の指導を、通級指導教室という特別な場で受ける指導形態です。特別の指導は特別支援学校における自立活動に相当します。対象の障害は言語障害，自閉症等です。

続いて、5ページを御覧ください。これは、県教育委員会ホームページに掲載している保護者向け冊子「教育支援ガイドブック」から、通級による指導を紹介しているページを抜粋したものです。通級による指導では、個別指導を中心に、必要に応じてグループで特別の指導を行います。指導の具体例としては、写真にあるような発達障害のある児童生徒に対して身体の各部分を協調させて動かせるように練習をさせる指導や、他者の意図や感情を理解して場に応じた適切な行動をとることができるように、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた指導等があります。また、特に必要があるときは、言語指導で国語の教科書を読む練習をするなど、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

なお、6ページ，7ページに県内公立小中学校の通級指導教室の設置状況をお示ししております。

1ページにお戻りください。「広島県立高等学校における『通級による指導』実施要綱」について御説明します。第3の2の通級による指導の対象となる生徒は、高等学校の校長が特別支援教育コーディネーターを連絡・調整役として生徒の実態把握を行い、校内委員会等，学校における検討を経て、通級による指導が必要であると判断した生徒について県教育委員会と協議の上，対象生徒として決定します。

3ページの下の方を御覧ください。実態把握から通級による指導までを五つの段階に分け，対象生徒決定までのプロセスを表したものです。第1から第3段階までは，これまで高等学校で行われてきた通常の取組です。第3段階までの取組をもってしてもなお，更に支援が必要である場合に，特別支援学校のセンター的機能を活用して，第4段階と

して通級による指導に準じた内容を実施できるようにしています。そして、更に支援が必要である場合に、第5段階として通級による指導を実施することとしています。

1 ページにお戻りください。第4の通級による指導の形態です。対象生徒が一人でも在籍していれば、通級の担当教員がその高等学校に赴く巡回指導を行います。

第5を御覧ください。通級の担当教員は、県立特別支援学校の教員で設置高等学校の教員との兼職発令を受けた者としします。

2 ページ、第8を御覧ください。教育課程についてです。高等学校における通級による指導では、個別に設定した目標を達成したと校長が判断した場合、単位認定がされます。また、高等学校の校長は対象生徒に係る特別の指導を当該生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程を編成し、県教育委員会に届け出るようになります。

当課といたしましては、高校教育指導課と連携し、この実施要綱のほかに実施に係る細目を定め、通級による指導に係る対象生徒の決定プロセスや諸手続など、高等学校における通級による指導が適切に実施できるよう体制を整えて参りたいと考えております。

以上で、県立高等学校における通級による指導についての説明を終わります。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

志々田委員： 非常に良い制度がまた県立高校に導入されるのは、とてもいいことだと思います。やはりここで鍵になるのは、特別支援教育コーディネーターの先生の役割なのではないかと思えます。いわゆる発達をきちんと見極めることができる視点であるとか、それから本人だけではなく、保護者、それから担任の先生といった方たちにもきちんと説明をし、なぜ必要なのかということやうまく調整する力というのが問われると思うのですけれども、この特別支援教育コーディネーターの先生方というのは一体どんな先生方が担当されるのかということと、それからその先生方がどんな研修だとか勉強をされてきたのかということも併せて教えていただければと思います。

西岡特別支援教育課長： 特別支援教育コーディネーターは、現在、各校種、幼稚園、小学校、中学校、高等学校まで全校で指名をされております。高等学校につきましては、養護教諭の先生、教科担任の先生たちが指名をされております。コーディネーターの研修につきましては、県教育委員会の方で年2回の悉皆研修をしております。その中で、大学教授など専門性の高い方から特別支援教育に係る講義を受ける、あるいは個別の教育支援計画や指導計画の作成演習をするなどして、資質を高めていただいております。

志々田委員： 決して知的な問題ではなく、そこの部分については多分多くの方たちが理解をしてくださると思うのですけれども、そうではない社会的な意味や、お友達との関係だとかといったようなこと、それから精神的な疾患に関わるようなことも含めて、やはり広い視野を持って、全ての子供たちに必要なのかもしれないという視点でコーディネーターの先生方が役割を果たしていただけるような、これはいわゆる進学校からそうではない学校まで、全てにとって同じだけ重要だということを、今一度コーディネーターの先生方には気を付けていただいて、なるべく多くの子供たちが今抱えている不安であるとか悩みというものを解消できるような、コーディネーターの先生になっていただければなと強く思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

中村委員： 非常に良い制度が始まると思います。質問ですけれども、始めてみないと実際どのくらいの通級が設置されるのかという予測は現在では難しいのかということと、設置された場合、指導が行われる場合の施設整備みたいなものは必要がないのかということをお教えいただけますか。

西岡特別支援教育課長： 委員御指摘のとおり、今、対象者の数について正確な人数は分かっておりません。これにつきましては、中学校の通級指導教室や特別支援学級で学んだ生徒は引き続きの指導が必要な可能性はあるかなと思っておりますけれども、中学校までの段階で困難さが改善している場合もありましょうし、高等学校に入って、高等学校の指導で改善している場合もあると思われますので、正確な数字につきましては、高等学校で指導を受けながら丁寧な実態把握をしていただくことで確定すると考えております。

施設面のことにつきまして、現在、小中学校の通級指導教室の施設は、学校によって様々でございます。個別の指導やグループの指導ができるような教室、あるいは保護者が待機できる場所等があるということもございまして、普通教室を仕切って使っているというお話もございまして、これにつきましては、学校と相談をしながら、また関係課と相談をしながら対応をしていきたいと考えておりますが、どちらにいたしましても生徒が落ち着いて学習ができる環境が確保されるように、県教育委員会としましても支援

して参りたいと思います。

菅田委員： 本当に非常に良い制度ですけれども、段階的に高等学校の校長先生が第3段階と第4段階の後に関わられるということで、もう知識とかいろいろ豊富に持っていらっしゃるのでしょうか、この制度が始まる時に、今一度、特別支援教育コーディネーター等の先生と校長先生とのコミュニケーションを十分とるようにされたら、より良いと思いますので、よろしくお願いします。

西岡特別支援教育課長： 委員から御指摘がございましたけれども、高等学校の方が生徒の指導に不安があるということも考えられます。特別支援学校がセンター的機能で学校を支援することができるようになってきますので、高等学校には引き続き、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用していただきたいと考えております。

近藤委員： 特別支援教育コーディネーターは、どうやって把握していくかという例として、授業等の様子や前籍校、保護者等からの情報、いわゆるチェックリストの活用というところなのですけれども、恐らく高校生になると、小中学校と違って、保護者からの情報提供というのも少なくなってくるのかなと思います。そうすると、授業等の様子をその教科担任の先生から情報収集するというのもやはり重要になってくるので、校長先生に加えて全校の先生から情報が入るように、その辺りもよろしくお願いいたします。

下崎教育長： ほか、よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 平成29年度子供の体力向上関係表彰について

下崎教育長： 続いて、報告・協議 4、平成29年度子供の体力向上関係表彰について、小原スポーツ振興課長、説明をお願いします。

小原スポーツ振興課長： それでは、報告・協議 4 の平成29年度子供の体力向上関係表彰について御説明申し上げます。

この表彰は、体力づくりに対する関心を高め、体力向上のための取組が意欲的に推進されることを目的に行っているものでございまして、先月11月10日にこの会議で御説明いたしました、「平成29年度広島県児童生徒の体力・運動能力調査」、これは本年の4月から7月にかけて実施したものでございますけれども、優れた結果を残した学校及び児童生徒を表彰するものでございます。

資料1ページを御覧ください。まず、体力づくり優秀賞は、学校全体で体力づくりに取り組み、優れた結果を残した学校を表彰するものでございます。本年度は5校を表彰することとしております。

表彰の基準は、「(2)ア」を御覧ください。調査結果の総合評価がAとBの児童生徒の割合が最も高い学校が対象となります。総合評価は、個人の記録を項目ごとに10点満点で換算し、その合計点を高い方からA、B、C、D、Eの5段階で評価しております。表彰する学校の数は、「ウ」の表のとおり、各学校種とも小規模から1校、中・大規模から1校の2校としております。なお、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の小規模区分については、表彰基準を満たす学校がございませんでしたので、この基準によりまして今年度の表彰は(1)の表に記載しております学校となります。

次に、資料2ページを御覧ください。体力づくり奨励賞について御説明いたします。体力づくり奨励賞は、学校全体で体力づくりに取り組み、結果に顕著な向上が見られた学校が対象となります。表彰の基準は、「(2)ア」にありますように、総合評価がAとBの児童生徒の割合が、前年度と比較して大きく伸びた学校を表彰するものでございます。表彰する学校の数は、「ウ」の表に示すとおり、区分ごとにその数を定めております。この基準によりまして今年度の表彰校は、(1)にありますように小学校11校、中学校7校、高等学校4校の計22校となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。体力優秀賞について御説明いたします。体力優秀賞は、公立の小学校等第3学年から中学校等第3学年の児童生徒のうち、優れた結果を残した児童生徒を表彰するものでございます。

表彰の基準につきましては、(2)を御覧ください。総合評価がAの児童生徒で、さら

に表にありますように、各学年男女別で項目ごとに設定いたしました数値を全てクリアした児童生徒を表彰することとしております。

また、体力優秀賞を受賞する児童生徒の中で、「4」の表にありますように、各学年、男女別で設定しました体力合計点をクリアした児童生徒には、バッジを授与しております。学校においては、バッジを授与された友達の姿を見て、自分もバッジをもらえるように頑張りたいという思いを持つ子供が増え、体力づくりの取組に対する意欲の高まりや広がりにつながっております。

これにより、今年度は総数で約2,350人が体力優秀賞を受賞し、約450人がバッジを受領する予定でございます。なお、受賞者数は昨年度より約420人、バッジ受領者数につきましては約50人増えております。

次に、4ページを御覧ください。表彰式につきましては、体力づくり優秀賞と体力づくり奨励賞は2月13日（火）に行う予定でございます。また、児童生徒に対します体力優秀賞につきましては、市町教育委員会等を通じて対象者の在籍する学校へ賞状、バッジを送付し、各学校において授与してもらうこととしております。なお、これらの受賞校、受賞者は県教育委員会のホームページに公表することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

下崎教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

志々田委員： たくさんの子供たちがまた今年もバッジを受け取ることができるというのは、とても喜ばしいことだと思います。良い取組だと思いますが、一つ、広島県の児童生徒の取組ということで、別に広島市にあげてはいけないとか、そんな意地悪を言っているわけではないですが、この取組については広島市が入っているのですけれども、これはどういういきさつで入っているのでしょうか。他のことでは広島市が抜けていると思うのですが、これは広島市も含まれているということ。

小原スポーツ振興課長： この諸々の調査ですけれども、広島県の全児童生徒を対象に調査を行いまして、その体力向上のための施策としてこの表彰制度を持ったというものでございます。そういうことで、広島市も入っているということでございます。

志々田委員： 抜けと言っているつもりは毛頭ないので、是非広島市の子供さんたちにも。ただ、他の取組は広島市が入ってないので、不思議に思っただけですので、是非バッジをたくさんあげてください。

近藤委員： 体力づくり優秀賞について、高等学校の小規模校が今回、被表彰校なしということですが、過去にもこういうことはあったのでしょうか。

小原スポーツ振興課長： 実は、この基準の数字的などところで見ますと、1番は庄原格致高校、2番は加計高校芸北分校、3番は三次青陵高校というようにあるのですけれども、基準のただし書きの中にありますように、広く評価したいということで、受賞後2年間は表彰を控えるということがございます。庄原格致高校におきましては、平成28年度に受賞しております。加計高校芸北分校につきましても平成27年度に受賞。三次青陵高校はA、Bの占める割合が57.5%ということで、60%を超えるものについて表彰するという規定がございますので、残念ながら落ちております。ただ、三次青陵高校につきましては、平成28年度は52.54%で、今年度は57.5%ということでしたら取り組んでいらっしゃるということでございます。

菅田委員： 奨励賞で前年度よりも伸びが大きい学校というのは、何%伸びたのかということが基準であるのかということと、それから新しい学年が入ってきたら、その学年の子が非常に良かった場合、余り努力をしなくても自然に数字的に伸びることになる可能性もあるので、2年、3年というように限定した方が本当の学校の取組が分かるのではないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

それともう1点、福山の方でワザワングランプリという、小学校を対象にした遊びのオリンピックということで、オリンピックと同じように金、銀、銅で表彰しているのですけれども、これは金賞しかないもので、予算を増やす必要はないのですけれども、金、銀、銅の色をつけて色のいいバッジを来年はもらえるように頑張るように、この金、銀、銅のように、動機付けができるような工夫をされたいかがかなということが2点目です。

小原スポーツ振興課長： まず、体力づくり奨励賞につきまして、伸び率についてですけれども、その基準でございますが、調査結果の総合評価A、Bの数値を調査全体の数で割って、前年度の数値を比較して伸びの大きい順にということでございます。体力のある子が入ってきたことによって動くのではないかと御指摘もございましたけれども、学校全体の母数でやるわけでございますので、平均が取れるのではないかと考えております。ただ、小規

模校については、影響がかなり出ることにはございますが、そういう意味で小規模校と中規模・大規模校という区分で表彰させていただいているということでございます。

2ページの「(2)ウ 表彰学校数」ということで、これは平成24年度にこの賞を設定しているわけでございますけれども、一応基準として小学校が50校に1校の割合、中学校が40校に1校の割合、高等学校等が30校に1校の割合という形で、この表の数でやっております。したがって、その年度の伸び率の高いところから順にとっている、この数字に当てはまるようにとっているというものでございます。

それと、数が莫大な数字になっておりまして、体力づくり優秀賞、体力づくり奨励賞は、これは御存知のように学校の取組の評価ということ、体力優秀賞につきましては個々人の評価ということで、大体3ページの「4」の表にございますように、小学校3年生から中学校3年生まで男女、大体25名程度を基準にやっております。したがって、今年度は450人ということで莫大でございますので、その辺は予算との関係で、できることからやっっていこうかなと思います。

下崎教育長： これは、趣旨から説明してもらった方がいいのではないですか。いわゆる個人でバッジを授与して、奨励しようという趣旨から。いわゆる競争的な要素よりも、頑張る子を増やそうということでメダルをあげて、全体を伸ばそうということで色分けをしなかったということがあるのでしょうかけれども、またそういう意見がありますので、今後少し検討して、どういう形がいいのかと。趣旨から踏まえて検討してもらった方がいいかなと。

ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

下崎教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席をお願いします。

(14:06)

【非公開審議案件】

第1号議案 教職員人事について(別紙1)

県立学校教諭のわいせつ行為にかかる人事措置(懲戒免職)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について(別紙2)

中学校教諭の県迷惑防止条例違反に係る人事措置(停職3月)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:34)